

平成24年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成24年9月12日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(11名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	大石哲雄
5番	畑山豊	6番	奥田誠
7番	沖田公子	8番	榎本敏
9番	木本眞次	11番	吉田盛彦
12番	井濶治		

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 平田隆文 局長補佐 十河貴子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	梅本昭二三
会計管理者	和田精之	総務政策課長	山本敏章
総務政策課 企画員	植本亮	総務政策課 企画員	森岡真輝
総務政策課 企画員	水口和洋	総務政策課 企画員	山本剛士
住民生活課長	藪内博文	住民生活課 企画員	原宗男
住民生活課 企画員	坂本巖	税務課長	笠松眞年
税務課企画員	平田敏隆	税務課企画員	橋本秀行

産業建設課長	植本敏雄	産業建設課員 企画員	菅谷雄二
産業建設課員 企画員	三栖啓功	上下水道課長	福田睦巳
上下水道課員 企画員	川口孝志	上下水道課員 企画員	谷本芳朋
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 生涯学習課長	山崎一光

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 65号 上富田町男女共同参画推進条例
- 日程第 2 議案第 66号 平成24年度上富田町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 3 議案第 67号 平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算(第2号)
- 日程第 4 議案第 68号 工事請負契約の締結について(平成24年度 23年
国災第667号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田
両平野線(畑山橋)橋梁災害復旧工事)
- 日程第 5 議案第 69号 工事請負契約の締結について(平成24年度 23年災
第339-511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道
災害復旧工事)
- 日程第 6 議案第 70号 工事請負契約の締結について(平成24年度 第1-1
号 公共下水道事業朝来下水道管(23工区)布設工事
(補助))
- 日程第 7 議案第 71号 工事請負変更契約の締結について(平成23年度
第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事)
- 日程第 8 議案第 72号 土地取得について
- 日程第 9 議案第 73号 平成24年度上富田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 74号 上富田町教育委員会委員の任命について
- 日程第11 選挙第 8号 上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙に
ついて
- 日程第12 報告第 24号 「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願
委員会審査報告書
- 日程第13 意見書第 4号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する
仕組み」の構築を求める意見書

- 日程第 1 4 意見書第 5 号 「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書
- 日程第 1 5 意見書第 6 号 「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書
- 日程第 1 6 議員派遣の件について
- 日程第 1 7 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前 9 時 3 0 分

議長（大石哲雄）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名でございます。

なお、説明員の副町長、平見信次君、総務政策課長、山本敏章君から欠席届が出ております。

本日もクールビズ対応で、上着を取っていただいで結構です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成 24 年第 3 回上富田町議会定例会第 3 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

日程第 1 議案第 65 号～日程第 8 議案第 72 号

議長（大石哲雄）

この際、日程第 1 議案第 65 号、上富田町男女共同参画推進条例の件から日程第 8 議案第 72 号、土地取得についての件まで 8 件を一括議題といたします。

日程第 1 議案第 65 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 議案第 65 号、上富田町男女共同参画推進条例の件につきまして質疑を行います。

質疑ございませんか。

12 番、井潤 治君。

12 番（井潤 治）

これは条例そのものについて反対を唱えるものではありませんが、この条例を見まして基本理念というのは 3 条に出ています。この 3 条の理念を貫徹することによって男女共同参画という理念というのですか、そういうものができるということになっておりまして、13 条で、町は広報活動等を通じて基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるような適切な措置を講じるものとする、こうなっていますね。これは具体的に言ったら、例えばどんなことになるのか。

それから、16 条ですね。町長は、町が実施する男女共同参画推進に関する施策、または共同参画云々と書いておりまして、適切な対応に努めるものとする、こうなっているのです。

私、この条例を読んでみまして一番基本的に大事なものは、男女共同というのですか、男女同権、この思想がどういうふうに徹底され、その意識がどんなに醸成されるかということがもうひとつ見えてこないのですよね。その点についてはいかがなものですか。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員（山本剛士）

おはようございます。12番、井澗議員さんにお答えいたします。

まず、第13条の適切な措置についてのご質問ですが、こちらにつきましては、いわゆるこの条例につきましては普及していくことが大切でございますので、町の広報誌、もしくはリーフレットの作成、もしくは街頭啓発等を通じまして、町民の方、事業者の方にその趣旨を伝えていくということでございます。

次に、第16条の苦情の対応について適切な対応に努めるとありますが、この手法につきましては、いわゆる簡素で迅速で柔軟な方法を考えております。要するに訴訟手続、行政不服審査法とか、そういった手続によらず、要綱等を定めまして迅速に処理したいと、このように考えております。

要するに町の施策について苦情があった場合、まちづくりグループが窓口になりまして、その苦情の対象となる課に対して、こういう意見が出ているというものを渡すと。それでもって何らかの回答をすると。そのような方法を考えておりますが、まだ具体的には要綱を決めておりませんので、今後のことになると思いますので、よろしく申し上げます。

最後に、どのように町のこの条例を進めていって男女共同参画社会を形成していくかという点でございますが、これは考え方を皆さんにわかっていただいて、そのようにしていこうという施策でございます。

したがって町は、先ほどの広報等を通じまして町民の皆さんに理解していただくとともに、第5条、第6条で定めております町民の方、事業者の方にも努力義務をもちまして男女共同参画社会に同じく協力して進めていただくと。そのような形で男女共同参画社会を形成していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

今ので大体わかるのですが、私、一番基本的になるのは、いろんな企画をやったり広報活動をするということもこれは大事なことですけど、一番大事なものは男

女ともにそれぞれが意識、認識ですね、認識論、つまり男女は平等であると。で、女性
が何かの職に合わん、女性やからあかんとかと極端な排除の例はないと思うのですが
も、そういう、とにかく男にせよ女にせよそういう意識がどうやって育てられてくるか
ということについてね、かなり女性の側で、あるいは男性の側でも論議していかなく
いけない側面が出てくるのではないかと思うのです。それがこの全体の事業で醸し出さ
れるようなね、やっぱり施策というのを、広報活動をするのだったらね、それをしてい
ってほしいなというふうに思うのです。

あくまでもこれは個人がそういうふうに考えるかどうかということの、基本的な個人
の自由の問題があるので、そういう面でぜひ、今、私が申し上げましたようなことを注
意しながら、この取り組みについては十分配慮をしていただけないかなというふうに思
います。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

日本女性会議という会議があるのです。今年の場合は仙台市で開かれるのです。こ
ういう研修についてできる限り、予算の関係もありますけど参加していただく。

極端な例を言いましたら、やはりモデルになるのは役場になると思います。役場の、
例えば行政推進会議がありますけど、女性の職員も入れています。女性の職員に対しま
しては、例えば自分が上へ昇格した場合、その心構えはどういうふうなというような格
好の中で、女性の立場も言えよというようなことの研修をしております。

できましたら、役場そのものはそういう機会をつくれるのですが、民間の方々もこ
ういう条例をつくった機会に、お互い研修していただいて、会社の中とか地域の中で努
めていただけるようお願いしたいと思います。

いずれにしましても、このことについてはすぐ明日、解決するという問題ではないの
で、今後ともご協力をお願いしたいと思うのでよろしくお願いします。

以上です。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

2番、木村政子君。

2番(木村政子)

議案第65号、上富田町男女共同参画推進条例に賛成いたします。

「原始、女性は太陽であった」というのをスローガンにした青鞥社の運動から始まって、先人の婦人たちが嘗々と女性の地位向上に取り組んで、今では男女平等が当たり前の世の中になってまいりましたが、ともすれば「男は仕事、女は家庭」であるとか、「女は出しゃばるな」とかというような役割分担意識というのがまだまだ残されております。

もちろん女性自身の自覚を高めるということも非常に肝要でございますが、この条例には基本理念や、それぞれの責務などが条例化されております。今後、男女共生社会を実現するための基本となることを確信いたしまして、条例に賛成いたします。

議長(大石哲雄)

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第65号、上富田町男女共同参画推進条例の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号

議長（大石哲雄）

日程第2 議案第66号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

ページごとで行います。

まず、歳出、12ページからです。

質疑ございませんか。12、13です。

5番、畑山君。

5番（畑山 豊）

ちょっと議案説明を聞きそびれたかわからるので、もう1回確認のため。

13ページの老人福祉費について、この介護基盤緊急整備等臨時特例補助金、この3,000万、このことについてのもうちょっと詳しい中身だけ教えていただきたいのですが。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

おはようございます。よろしく申し上げます。5番、畑山議員さんにお答えします。

まず社会福祉費、老人福祉費で負担金及び交付金で4,080万円を計上してございます。これにつきましては、介護保険事業、地域密着型サービス事業で、認知症対応型共同生活介護ということで2ユニット、1ユニットは9床で、この場合、18床でございます。この建築事業の選定が決定されましたので、今回、新たに介護基盤緊急整備等臨時特例補助金3,000万円、これにつきましては、1施設に対する補助金で一律3,000万円となっております。

もう1点、施設開設準備経費助成特別対策事業補助金1,080万円、これにつきましては1床当たり60万円の補助金で、18床分の1,080万ということでございます。これにつきましては、全額が県補助金となっております。

今回の選定では、堺市の株式会社アップワードの方に補助をするというようなことでございます。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

5番、畑山君。

5 番（畑山 豊）

この件で、これは今までに補助金としてもらっていたものであるかないか、その点だけちょっと確認したいのですけど。

議長（大石哲雄）

住民生活課長、藪内君。

住民生活課長（藪内博文）

5 番、畑山議員さんにお答えいたします。

この事業につきましては、第 5 期介護保険事業計画の中で目標事業として設定してございます。今回、初めての補助事業でございます。要綱につきましても、今回、初めての事業ということで要綱の設定もしております。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに 1 2、1 3、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

続いて 1 4、1 5 ページです。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

続いて 1 6、1 7。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

歳入に入ります。

9 ページ、ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

1 0、1 1。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

全体で。

1 2 番、井濶君。

1 2 番（井濶 治）

3 つだけ、お伺いしておきます。

まず、この補正第 2 号を実行するにあたりまして、消費税の額はどれぐらいになりま

すか。

それから、地方交付税の普通交付税の2000年との比較においては、どれだけの減額になりますか。

それから、負担金、補助金の関係で、三位一体の改革といわれたものが今も継続されております。そういう中で、どれだけの減額がありますか。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

おはようございます。12番、井濶議員さんにお答えします。

まず、消費税につきましては、本2号補正後では、理論上で8,994万5,000円となります。

交付税の影響額です。普通交付税の平成24年度と平成12年度の比較では、4億1,921万1,000円の影響額となります。

次に、三位一体の改革における影響額につきましては、本2号補正後では変更がないため、当初予算と変わりなく、8,220万となります。

以上、よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

その負担金、補助金の金額ですけども、8,220万になっています。それは、例えば保育所の運営補助金の国の分と県の分と足したら、それだけでもっと増えるのじゃないですか。たしか、9,000万か1億ぐらいになってくると思うんですけど。

議長（大石哲雄）

町長、小出君。

町長（小出隆道）

三位一体の改革実施前の上富田町へ保育所の運営費としては、今言われますように国の方とか県の方から、合わせて1億ぐらいあったのですわ。それが、国の方も県の方も補助金カットされた関係上、保育所だけで、約1億1,000万円ぐらい影響があるという認識をしていただいたら結構です。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

ということは、その8,220万というのは、その1億1,000万のうちに含まれ

ていないということですね。そういうように理解しておいたらいいですね。

だから、1億9,000万、約2億円が影響があると、こういうふうに理解しておいたらよろしいですね。

議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

含めてで結構です。

（「了解」と井潤議員呼ぶ）

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第66号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）に反対いたします。

反対するにあたって前もって言うておきますのは、補正であっても、全体としては最終の総額、歳入歳出総額の60億についての判断が求められております。

今、私が質疑しましたように、反対のまず第一の理由は、消費税が約9,000万円取られているという問題があります。

それから、地方交付税については4億2,000万削られているということになります。これは、財政対策債を入れますともっと減らしてくるというようなことになるわけです。

それから、負担金、補助金では1億1,000万円の減額になっております。

地方財政を本当に痛めつけている、あるいは地方の政治が住民のところへいろんな要求を実現するにも、こういう削減が続く限り、非常に不可能に近い状況をつくり出しているということが言われています。

この理由が、3つが1つの理由であります。

もう1つは、こうした施策に対して、明確に当自治体の首長は反対という立場を取っておりません。

以上の理由により、反対いたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番、奥田君。

6番（奥田 誠）

議案第66号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）に賛成をいたします。

賛成の理由は、今回の補正予算において、一般管理費の中で庁舎耐震改修委託料が計上されています。これはもう、各小学校、中学校の耐震化が終わり、今後、もし災害が起これば、この庁舎が一番の中心となるところで、町民の安全、安心を守るための施策であるというふうに思っています。

そして、防災対策費では非常用発電機等の購入費、そして統合保育所の関係におきましては進入路等の工事請負費、これも安全対策を進めるための予算措置であると思います。

そして教育費では、今後開かれる国体に向けてのミニ国体を開催するにあたり予算を措置していただいていますので、賛成をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対するの反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第66号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第2号）の件について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第67号

議長（大石哲雄）

日程第3 議案第67号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第67号、平成24年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第2号）の件について採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第4 議案第68号

議長（大石哲雄）

日程第4 議案第68号、工事請負契約の締結について（平成24年度 23年国災第667号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田両平野線（畑山橋）橋梁災害復旧工

事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第68号、工事請負契約の締結について(平成24年度 23年国災第667号 公共土木施設災害復旧事業 町道上岩田両平野線(畑山橋)橋梁災害復旧工事)の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第5 議案第69号

議長(大石哲雄)

日程第5 議案第69号、工事請負契約の締結について(平成24年度 23年災第339-511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事)の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第69号、工事請負契約の締結について（平成24年度 23年災第339-511号 農業用施設災害復旧事業 山王農道災害復旧工事）の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第6 議案第70号

議長（大石哲雄）

日程第6 議案第70号、工事請負契約の締結について（平成24年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管（23工区）布設工事（補助））の件について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第70号、工事請負契約の締結について(平成24年度 第1-1号 公共下水道事業 朝来下水道管(23工区)布設工事(補助))の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第7 議案第71号

議長(大石哲雄)

日程第7 議案第71号、工事請負変更契約の締結について(平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事)の件について質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番、井澗君。

12番(井澗 治)

1つだけ、気がかりになりますのでお聞きしておきたいと思うのです。

これは、保育所のフェンスの設置の問題だと思うのですが、この契約書によりますと、現契約の図面及び仕様書という、そのときになぜ、これぐらいのことはやらなきゃならないことはわかっていたというように思うのですけども。なぜ、こういう補正という形を取って契約を更新するのかということをお尋ねしておきたいと思います。

議長(大石哲雄)

町長、小出君。

町長(小出隆道)

統合保育所につきましては、保護者と関係者と話をしておりますし、地域の地元とも話をしやるのです。それで、宅地の盤の大きさとが建物の大きさをしたいのですけど、

周囲については、建物を建ててから協議をしてほしいよということで、形が見えんので、それからしてほしいよということをおっしゃったのです。

それで、後ほども言いますが、補正予算の中にありました通学道路を岡川からおりと、この件については、建物ができて説明して、やはりこういう格好にしますという了解をいただいたので、追加の工事になったということのご了解をいただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第71号、工事請負変更契約の締結について（平成23年度 第1号 保育所建設事業 統合保育所建築工事）の件を採決します。

本案は原案のとおりに決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 2 号

議長（大石哲雄）

日程第 8 議案第 7 2 号、土地取得についての件について質疑を行います。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 7 2 号、土地取得についての件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおりに可決されました。

日程第 9 議案第 7 3 号

議長（大石哲雄）

日程第 9 議案第 7 3 号、平成 2 4 年度上富田町一般会計補正予算（第 3 号）の件を
議題といたします。

当局より提案理由の説明を求めます。

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

議案第73号をご説明いたします。よろしくお願いいたします。

議案第73号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第3号）

平成24年度上富田町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出……

議長（大石哲雄）

ちょっと、暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

議長（大石哲雄）

再開します。

総務政策課企画員、水口君。

総務政策課企画員（水口和洋）

失礼しました。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億1,502万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成24年9月12日提出、上富田町長小出隆道。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」です。

歳入につきまして、18款、繰入金で、既定額に、今回、52万4,000円を追加し、歳入合計では、既定額に、今回、52万4,000円を追加し、60億1,502万8,000円と定めています。

次に、歳出では、4款、衛生費で、既定額に、今回、52万4,000円を追加し、歳出合計では、既定額に、今回、52万4,000円を追加し、60億1,502万8,000円と定めています。

「第2表 債務負担行為補正」です。

追加で、広域廃棄物最終処分場候補地詳細調査業務で、平成24年度から25年度までの期間で、限度額を400万円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきまして、このページから6ページの明細につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして、歳入からご説明いたします。7ページをお願いいたします。

2、歳入につきまして、今回の補正に係る財源となります。

18款、繰入金では、財政調整基金繰入金で52万4,000円を追加補正しております。

3、歳出につきまして、4款、衛生費では、清掃総務費で52万4,000円の追加です。8月29日、広域廃棄物最終処分場候補地の田辺市稲成町より、候補地詳細調査の受け入れ表明がありましたので、広域廃棄物最終処分場候補地詳細調査業務委託料52万4,000円を措置しております。

以上が補正の内容でございます。何とぞ、ご承認賜われますようよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

これより本案について質疑を行います。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

議案第73号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に反対いたします。

反対する前に、私は今回の第3号の補正というのは、広域廃棄物最終処分場の負担金の委託料の問題であります。これには、私は賛成であります。

また、債務負担行為を起こすということにつきましても異議はありません。

しかしながら、第2号で私が反対の討論の理由にしましたとおりのことが、この会計

にも及んでまいります。そして、そのかがみは、あくまでも歳入歳出60億1,502万8,000円という、これに対する態度が問われております。

ゆえに、反対いたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第73号、平成24年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件について採決をします。

本案は原案のとおりに決することを賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第10 議案第74号

議長（大石哲雄）

日程第10 議案第74号、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

町長（小出隆道）

議案第74号について説明します。

上富田町教育委員会委員の任命についてでございます。

下記の者を上富田町教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

出羽幹生さんでございます。住所は、上富田町岩田1553番地の8、生年月日は、昭和26年10月27日。

平成24年9月12日提出、上富田町長小出隆道。

このたび、上富田町教育委員会委員長の木村悌吉氏が、本年10月11日をもって任期満了となります。ご本人から、高齢のため、今限りで退任したい旨の申し出がありました。

木村氏につきましては、昭和63年10月12日より教育委員会委員として、平成14年6月30日より教育委員長を務めていただいております。

学校教育を始め生涯学習にわたり、上富田町の教育行政を担っていただき、まことにありがとうございました。

後任の委員として、出羽幹生さんを選任していただきたいとお願いするものでございます。

出羽幹生さんは、中学校教育を一筋に36年間中辺路町とか白浜町とか田辺市の教育にかかわり、平成24年3月31日をもって、田辺市立大塔中学校校長を定年退職されています。

本町での教育経験はございませんが、豊かな教育活動を通じて教育に造詣が深く、本町の教育行政に幅広く寄与いただける人材であり、今回、上富田町教育委員会委員として任命したいので、議会の同意をお願いするものです。

どうか同意をしていただけるよう、よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第74号、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命についての同意を求める件は、これに同意することに決しました。

ただいま、上富田町教育委員会委員の任命に同意いたしました出羽幹生さんからごあいさつを申し出たい旨がございますので、これを許可いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

(出羽教育委員会委員 入場)

再開 午前10時14分

議長(大石哲雄)

再開いたします。

出羽さん、ごあいさつよろしくお願ひします。

教育委員会委員(出羽幹生)

失礼します。

私は、このたび教育委員として、町議会の皆様方からご同意をいただき、小出町長様より任命を賜りました出羽幹生と申します。よろしくお願ひいたします。

このたびの大役を仰せつかるにあたり、これからの教育の課題の大きさを考えますと、その職責の重大さに身の引き締まる思いがいたします。

私は、この3月に大塔中学校を最後に退職しました。長い教職生活でしたが、なぜかこれまで生まれ育った我が上富田町にご縁がなく、教職の4分の3を白浜町に、そのうち白浜中学校に23年間の勤務ということでした。

このたびは、もちろん微力ではありますが、我が上富田町の教育のことでかかわれることを大変嬉しく思っております。

もちろん、このとき、このタイミングでのこの職務ということですので、それ相応の覚悟が必要であると認識しております。しかし、お引き受けした限りは、心して、誠実

に取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、まことに簡単措辞ではございますが、あいさつとさせていただきます。

今後ともよろしく願います。

議長（大石哲雄）

出羽さん、任期中、よろしく願いを申し上げます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

（出羽教育委員会委員 退場）

再開 午前10時16分

議長（大石哲雄）

再開します。

木村教育委員長より発言を求められておりますので、これを許可します。

教育委員長、木村君。

教育委員長（木村悌吉）

先ほど、町長さんよりご紹介ありましたように、私はこのたび退任することになりました。退任するにあたり、ひとことごあいさつを申し上げます。

私は、昭和63年、教育委員に任命されてより、6期24年間務めさせていただきました。が、しかし、退任の時期がいささか遅きに失したかと思って反省をしております。

任期中は大過なく何とか務めることができましたのも、町長さんを始め議員の先生方、教育委員会の皆さん、学校の先生方等々、大勢の皆様方のおかげでありまして、心より感謝を申し上げるとともに厚くお礼申し上げます。

この間、喜怒哀楽、いろいろございましたが、今一番嬉しく思っていることは、小・中6校が、器も中身も教育環境も本当にすばらしくなり、県下どこに出しても恥ずかしくない、立派に成長していただいたということでありまして。これも、町長さんを始め議員の先生方、町民の皆様方のおかげだと思っております。本当にありがとうございました。

振り返りますれば、この24年間はいろいろ経験いたしました。勉強もさせていただきました。また、大勢の方々との出会いもありました。さきに退任されました谷本圭司氏もその一人ではありますが、中でも共に過ごしてまいりました稲垣一馬氏、射場秀太郎氏、堀忠二郎氏、この3人の方々には既に他界されておりますが、ここにいらっしゃる方

の中には知らない方もおありかと思うのですが、この3人の方々には大変お世話になりました。今では懐古の念に思いをいたすだけでありますが、心よりご冥福をお祈り申し上げる次第です。

最後になりましたが、ここにおられます町長さん、議長さんを始め議員の先生方の皆様方には、心より感謝を申し上げます。

それとともに、皆様方のご健康、さらなるご発展、心よりお祈り申し上げます。

上富田町のさらなる発展とさらなる教育の充実を祈念いたしまして、甚だ簡単措辞ではございますけれども退任のごあいさつといたします。

長い間、本当にありがとうございました。

議長（大石哲雄）

木村教育委員長さんにおかれましては、長年にわたり上富田町の教育に貢献され、本当にご苦労さまでございました。今後ともご指導賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

日程第11 選挙第8号

議長（大石哲雄）

日程第11 選挙第8号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

選挙第8号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

記。

選挙管理委員会委員、4名、同補充員、4名。

平成24年9月12日提出、上富田町議会議長大石哲雄。

以上です。

議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

議長(大石哲雄)

再開します。

指名いたします。

選挙管理委員に、上富田町岩田1813番地、野田 浩君、上富田町市ノ瀬700番地の内1号、福田俊夫君、上富田町生馬635番地、円光孝生君、上富田町朝来1090番地の6、眞砂政子君を指名いたします。

同補充員に、上富田町岡813番地、森 琢未君、上富田町生馬1010番地の1、和田亀男君、上富田町朝来861番地の1、清水一則君、上富田町市ノ瀬536番地の10、榎山澄代君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました皆さんを上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました皆さんが、上富田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

なお、当選順位はただいま発表しました順位といたします。

10時40分まで休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時39分

議長（大石哲雄）

再開します。

初めに、お手元に配付しております定例会議事日程第3日目の訂正をお願い申し上げます。

日程第14、意見書第5号につきまして、「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる意見書がお手元に配付されておると思いますが、「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書に変わります。

その次、日程第15、意見書第6号、「教育無償化」の前進を求める意見書になってございますが、「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書になります。

訂正、よろしく願いいたします。

（発言する者あり）

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

議長（大石哲雄）

再開します。

その次、もう1点、訂正お願いします。

日程第16、議員派件についての言葉で、「件」が間違っております。訂正お願いします。にんべんの「件」を直して、しんによの「遣」になります。皆さん、ご存じだと思います。よろしく願いします。大変失礼をいたしました。

日程第 1 2 報告第 2 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 2 報告第 2 4 号、請願書審査報告について、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願の件を議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、委員会審査報告書が提出されておりますので、事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

報告第 2 4 号、委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 9 4 条の規定により報告します。

記。

1．審査年月日、平成 2 4 年 7 月 1 8 日、8 月 2 1 日、8 月 3 0 日。

2．請願番号、1。

3．件名、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願書。

4．審査結果、不採択とすべきもの。

5．意見、住宅リフォーム助成制度は、町おこし事業であり、小中業者の仕事確保により地域経済の活性化を進めることが可能であるとの経済対策を請願の趣旨としたものだが、経済的波及効果が得られるかどうかという確証が得られない段階での制度導入は、実現困難である。

平成 2 4 年 9 月 1 2 日、産業民生常任委員会委員長山本明生。

上富田町議会議長大石哲雄殿。

以上です。

議長（大石哲雄）

本件につきまして、産業民生常任委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員長、1 番、山本明生君。

1 番（山本明生）

「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願の件について、報告いたします。

「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願の件について、委員会としての結論は、不採択とすべきものと決定いたしました。

今回の請願は、2 , 9 2 6 名の署名が添付されていることから、当委員会としてはそ

の重要性にかんがみ、慎重に審査を進めてまいりました。

審査の経過と結果については次のとおりです。

平成24年5月31日に受け付けされた請願1号の件については、平成24年6月、第2回定例会に提出、会議規則第92条の規定に基づき、産業民生常任委員会に付託され、閉会中の継続審査として平成24年7月18日に産業民生常任委員会を開催し、第1回目として今後の審査の進め方の方針を決定し、当局には資料の提出を請求しました。

2回目は、8月21日の審査であり、当局より資料の提出と説明を、また紹介議員2名から請願に対する説明をいただき、最後に町長から意見を求め、質疑を行いました。

各委員の発言では、持ち家は個人資産であり、それに対する補助は問題があるのではないか、借家の扱いはどうするのか、補助の中に商品券支給を入れる問題、特に請願理由にある「地域経済の活性化を進める」とあるが、制度導入の主張の中身が、経済対策なのか福祉対策なのかあいまいな点が見受けられ、経済対策とするならば、その波及効果はどうかについての質問に、紹介議員さんが視察された広陵町では経済波及効果があるとの言質を得たということと、住宅リフォーム助成事業実績がデータとして提示されましたが、本町においては経済波及効果が得られるかどうかについては確証が得られませんでした。

こういった議論を踏まえ、3回目の8月30日の委員会では討論を行い、経済対策として住宅リフォームに助成する制度を創設することで地域経済の活性化につながるという確証が得られない状況において制度創設は困難であり、本請願については不採択との結論に至りました。

以上で「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願の件についての審査報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

以上をもって、産業民生常任委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

まずお尋ねしたいのは、この不採択にした理由の意見として、要するに請願の願意というものを限定して、地域活性化ということが中心的な論理にはなっておりますけれども、これを中心的な請願の理由にしてありますが、本当にそういう願意なのかどうかという問題です。

それから、確証が得られないという、なぜ確証が得られないとなったのかという問題

です。実現困難であるという判断を、なぜ産業民生常任委員会が判断するのか、お聞きしたいと思います。

議長（大石哲雄）

1 番、山本明生君。

1 番（山本明生）

お答えします。

この制度は全国的にいろいろ広がっており、一面では確かにいいと思える点多々あります。

ただ、その内容として、やはり20%、20万、また上富田町の状態が小さな町であり、例えば資材調達するにしても問屋とかそういうことがないということで、こういう結論に至りました。

以上です。

議長（大石哲雄）

12 番、井潤君。

12 番（井潤 治）

私、なぜこういう質問をするか。いわゆる議員というのは、一応、元に戻るというのですか、初心に戻るというのを気をつけないかと思うのですね。

この請願審査の結論というのは、まず確証がないということを断定し、実現困難であると、こう断定しております。実現困難であるかどうかの判断は、行政がするのです、請願を受け付けた段階で、通した段階で。ですから、願意がどこにあるかというのをまずやらなあかんです。

なぜ、そんなに私言うかといいますと、皆さん、議員必携というのをお持ちだと思うのです。その議員必携にはこんなに書いているのです。憲法16条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為であると、請願というのは。これが1つの規定なのです。こうなっておいて、その上で、請願は、議会において審査、採択または不採択その点について通知するということになっているのですけれども、採択したときは、議会の権限に基づいて、属するものはそれをやりますし、それで必要な措置を講ずるのだけでも、町村長にその執行機関の権限に属するものについては、それぞれの機関に送付すると、こうなっているのですね。

ですから、この委員会の決定の理由、意見というのは、断定しているのです。不可能だと断定しているのです。これは行政の姿勢なのですよ。町長が断定する、話をするとなのです。

もう1つは、先ほど委員長は資料を求めたという話がありました。その資料を求めて、

それに基づいて判断するのだろうということは理解できるにしても、町長は、これは町長に責任があると言っているのと違うのですよ、町長、言っておきますけど。怒らんように頼みますよ。町長を呼んで、なぜ聞く必要があったのか。町当局に対して住民が願っていること、要望していることをその願意として受け取ったら、それをできるかできないか、それは別ですよ。実現するかできないかは行政の問題です。それは我々と委員会の問題じゃないのです。議会の委員会の問題じゃないのです。何でこんな断定したことを委員会の意見として述べるのか。全くこれ、請願審査の基本の問題だと思うのです。そう思いませんか。

だから、願意がどこにあるのか。私は、この運動には参加しておりません。協力はしましたけど、参加しておりません。しかし、私のところへ聞きに来る人もありました。その中には、このように産業振興というような面と仕事が云々という、これもそれは1つの理由です。しかし、同時に、福祉的観点というのがあるのだと。

例えば、小さい改良、耐震化するということになればリフォームになるのですね。その関係からいっても、やっぱりひとつは協力してくれということに意見があったのです。

それからもう1つは、新聞報道によると、個人資産に税金を投入するのは難しいのではと、こういう意見が出たそうであります。私が聞いたのじゃない、新聞に書いてあるのです。報道されているのですね。

なぜ、こういう話が出るのか、その意味がよくわからないので、これは説明してもうたらしいのですが、何よりも請願審査の中で、困難で確証が得られないというようなことに担当委員会が判断をして、そして実現が困難だというようなことを、なぜ行政判断までこの委員会はするのか。それは、行政判断じゃないですか、これは。

実現するのは行政がやるのです。その行政の判断を、なぜこんなところへ意見として書かなきゃいけないのか。私はそれを聞きたいと思います、基本的に。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時55分

議長（大石哲雄）

再開します。

1番、山本君。

1 番（山本明生）

お答えします。

町長さんに来ていただいたのは、参考意見として、町の財政状況とかいろいろ等々聞かせていただきまして、制度としては確かにいいことではあるのですが、ただ今の現状を見て、やはり委員会として、財政状況をかんがみて、こういう結論に至ったわけです。

以上です。

議長（大石哲雄）

1 2 番、井潤君。

1 2 番（井潤 治）

請願審査というのはね、どういうことがたくさん書かれてあったとしても、そこに3,000人の人たちが求めている願意は何かという、これが委員会の請願審査なのですよ。

議長（大石哲雄）

井潤先生、請願の論については、ちょっと省いておいてください。

1 2 番（井潤 治）

だから、今言ったように、ここでは踏み込んでね、1つは行政権まで踏み込んで入っているという問題ですよ。

これは、ここに書いてあるのは「確証が得られない段階での制度」、確証が得られないという判断は、それは常任委員会がやったと言ったらそれは通るかわかりません。しかし、その、ほんなら資料を示してくださいと、こうなります、そうなるかとね。

ところが、その判断をした上で、「実現困難である」と。実現困難であるかどうかというのは、町長を呼んで財政状況を聞いたというのは、それは私は知りませんよ。ここにも書いていますが、報道では。でも、なぜ町長を先に読んで、実現できるかできないかということについてのある程度のインフォメーションを得なきゃならないのかというの、私、わかりません。

というのは、議会というのは、町民のためにあるのです。町民がそこで意見を述べて、あるいは住民からの要請を取り上げて、そして行政にお伝えすると。お伝えしたら、それをやるかやらんかは町長さんが判断するのですね。行政が。それは行政権の問題です。それまでもなぜこう判断するのかという問題。このところ、明快に、もうちょっとしてください。

議長（大石哲雄）

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

議長（大石哲雄）

再開します。

1番、山本君。

1番（山本明生）

委員会の中で、いろんな、例えば町の耐震化とか介護者のバリアフリー化とか、いろいろ制度あるので、その中で、まだそれ以上にするということになれば、なかなか今の財政状況から難しいということで、いろいろ意見あったのですが、議員さんの結論を取らせていただきまして、不採択となったのです。

以上です。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対討論の発言を許します。

2番、木村君。

2番（木村政子）

「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願書が、委員会では不採択ということで出ておりますが、私は不採択に反対をいたします。

請願書にも書かれておりますが、今、家を建てたりリフォームをするのでも、大手の進出というのが非常に多いわけでありまして、そのために、町内の関係業者が、仕事がどんどん減っているという状態がございます。このリフォーム制度をつくって、町内業者を利用する場合に助成するというふうにしますと、町内をお金が回って行って、町内が活性化するということが十分に考えられると思います。

この請願の趣旨では、確かに、先ほどから意見が出ていますように地域活性化というのを挙げておりますが、福祉の観点というのも十分に考えられると思います。

今、バリアフリーとかそういう助成は確かに利用者もありますし、ありがたい制度ではありますが、これは介護の認定されていないと対象にならないというような点もありますので、まず採択をしていただいて、その中で、どういう対象にしていくのか、どの程度助成をするのかというあたりを、もっと行政で詰めれば、私はいいというふうに考えます。

2004年12月に87自治体だったのが、2012年7月には533自治体に広がっております。残念ながら和歌山県では、全国ワースト1で、今のところ実施の自治体はございませんが、2,926人の署名の重みというのを、ぜひ酌み取っていただきたいというふうに私は考えます。

よって、この委員会の不採択に反対をいたします。

以上です。

議長（大石哲雄）

次に、委員長報告に対する賛成討論の発言を許します。

3番、三浦君。

3番（三浦耕一）

産業民生常任委員会の採択に同意し、住宅リフォーム助成制度創設に反対します。

まず、この制度が地域経済活性化につながり、まちおこし事業ともなり得るという関連性及び経済波及効果として、産業連環が本当にこの上富田町で起こり得るというかどうかという点において、私としては大いに疑問があります。理解し難い点であります。

また、この制度、内容も、経済対策なのか福祉対策なのかははっきりしていません。

また、商品券の発行についても、上富田町において可能なかどうか、既存の他の制度との関連がどうなるのかというようなことも全くわからない状況であります。

したがって、私は、産業民生常任委員会で出された不採択という決定に同意し、リフォーム助成制度創設に反対いたします。

議長（大石哲雄）

次に、反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

私は、不採択にするということに反対いたします。

反対の理由は、先ほどから、私、論議しておりますように、請願審査というのは、まずそこに含まれている請願の願意ですね、住民の願いがどこにあるのかということをもまず基本に据えた上で、個々の文言がいろいろ出ていてもそこがどこにあるのかということも審査するのが、住民から選ばれた我々議員の仕事であります。

その点におきまして、当委員会が報告した報告の内容は、まさに当局側のような判断をすると。波及効果が得られるかどうかわからないのであれば判断ができないということになるのです、これはね。日本語で言えば。よろしいですか、「確証が得られない段階では」と書いてあるのです。まだ得られないわけです。得られないとすれば、実現困難だということもわからないわけですよ、得られないのだから。だから、まずここに論理の矛盾が1つあります。

それから、困難であるとかそういうのについては、バリアフリーの問題とか介護保険の関係があります。それは、町当局がよく知っています。だから、仮に制度導入についてのこの請願を通したとしても、このとおり実現できるかどうかというのは、それはわかりません、これは。町当局が判断することですから。

ただ、住民の求めていることについて、当議会が、こういう意味だということをつけて、最終的には採択した場合には、町長にそれを報告するわけですね。そうすると、町長はそれをどうするかということを決めていかないけないのです。

そして、同時に、その結果について議会は、どうなっていますかということも請求することができます。そうすると、その請求に対して町長は答えなきゃならない。これが、会議規則であり、憲法上の請願審査の原則なのです。

ですから、我々議会というのは、そこの願意がどこにあるのかということも住民の立場に立って考えるのが、我々議会の姿なのです。そこに幾つか、20万とか何とか細かいこと、ようけ書いていますけども、それはそれで別として、そんなことができるかどうかということは当局が判断することなのです。

それから困難だという、仮にその委員会が審査の判断をしたとすれば、それだけの資料があったかどうかなのですね。全くその点も不明であります。

でありますから、いったんこれは採択として、そして後は町長にゆだねると。町長が、そんなことでできませんと言うかもわかりません。あるいは、やると言うかもわかりません。これは、町長、行政権にゆだねたらいいのです。行政にゆだねたらいい。我々議会は、これは住民の皆さんから言われる、憲法26条にいつているように、皆さんから、直接言えない住民の皆さんが、署名という形を通じて、議会へ自分たちの意見を反映するという形が請願なのですね。陳情とかそういうものになるわけですよ。だから、その願意をいかに受け取るかということで、その議会がどちらを向いているかということがよくわかることになるわけですよ。

で、ここに文章にしておりますのでね、この意見というのは。非常に、私は不愉快です。こんな行政権にまでなぜ議会が立ち入らなきゃならないか。町長、怒っていると思いますよ。私は、議会がなぜ行政まで判断することができるのかというね、そこの行政

権へ踏み込んだらいかんとおもいます。私は、だからこれに対して不採択にすることに反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第24号、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。

請願第1号、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

議長（大石哲雄）

再開します。

再度、読み直します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択とすべきものです。

請願第1号、「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号「住宅リフォーム助成制度の創設を求める」請願は、不採択とすることに決しました。

日程第 1 3 意見書第 4 号

議長（大石哲雄）

日程第 1 3 意見書第 4 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

意見書第 4 号、平成 2 4 年 9 月 1 2 日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員吉田盛彦。

賛成者、上富田町議会議員木本眞次、同じく奥田 誠。

地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

以上です。

議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

1 1 番、吉田盛彦君。

1 1 番（吉田盛彦）

意見書第 4 号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書を説明いたします。

これは案でありますけれども、地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第 1 約束期間である平成 2 0 年から平成 2 4 年までの間に、温室効果ガスを 6 %削減することが国際的に義務付けられているが、その

うち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、「森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保」については、「平成24年度税制改正大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記。

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

補足説明になりますが、活動の経過につきましては、上富田本町議会もこの全国森林環境税の創設を求める議員連盟に加入しております。これは平成6年に、全国120市町村で結成をされまして、その2年前、平成4年に結成されておりました市町村の森林交付税創設促進連盟という連盟と歩調を合わせて、平成8年から全国大会を開きまして、政府、そして国会、各党派に対しての陳情要請活動を行っているところでありまして、我が町議会としましても、時の議長さんが全国大会に出席をされているところであります。

この平成15年におきましては、全国で593市町村に増えております、124で始まったのが。ところが合併がありまして、町村合併があつて、現在は314ということとなっております。

先ほどにも、頭にありましたように、森林の財源を守るということでありますけれども、木材の価格の急落につきまして、本当に山林は荒廃した状況でありまして、地方自治体のそういったかかる費用もなかなか捻出できにくいということでもありますから、そういったことにつきましては、国の責任において、地球温暖化対策のために交付税を出してほしいということでもあります。

この意見書を可決していただいたならば、政府、国会、衆参両議長あてに提出をしたいと思っております。

これは、全国一斉に出しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第4号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書第5号

議長（大石哲雄）

日程第14 意見書第5号、「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

意見書第5号、平成24年9月12日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員井潤 治。

「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書というのを読み上げて、提案の理由にかえたいと思います。

2001年以降、学級編成の弾力化がすすめられ、父母・住民の要望に応じて独自に少人数学級を実施する自治体が全国に広がりました。国の「指導方法工夫改善」等の加配を転用する形で少人数学級がすすめられる一方で、少なくない自治体が独自の努力で少人数学級を実施してきました。

和歌山県においても、2003年度から35人、38人学級を実施し、子どもたち1人ひとりに目が届くようになったと保護者・教職員から喜ばれています。

こうした動きに後押しされ、国は、2011年4月に義務標準法を改正し、小学校1年生の学級編成標準を35人に引き下げました。

さらに、今年度は「小学校2年生35人以下学級」が実施されましたが、法改正せずに加配措置で実施したため、今後の国の制度による少人数学級の実施に大きな不安を残すかたちとなりました。

少人数学級は、子どもたちの教育充実のために誰もが必要であると認めています。しかし、それを地方自治体負担に転嫁するならば、財政力の違いによる自治体間格差が生じることとなります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級を実施することが強く求められています。

以上のことから、下記項目についての実現を求めて、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

記。

1. 国の責任で、すべての小・中学校、高校で35人以下学級を実現すること。

2. 国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと。

提出先、もし採択されますと、提出先として、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、衆参議長となります。

補足的に申し上げますと、上富田でも加配措置というのが1名か2名あるのですかね。今年はあまり影響なかったみたいでありますけれども。これが、国の加配であったり、あるいは県単独のものであったりするわけです。その場合、仮に国の方から100人程度の加配の許可があったとしても、それは和歌山県全体が広いですから、ほとんど、実際は回ってこないという状況があります。

そうしますと、やっぱりこれは法律的にそういうことをきちっと決めて、加配じゃなしに措置すべきだというふうに思います。というのが、私の意見であります。

さらに、この11日に、経済協力開発機構、OECDですね、そこが、加盟国の教育施設に関する調査結果を発表したのです。そうすると、10年の日本の平均学級規模は、小学校で28.0人、これはOECDでは21.2人、中学校では32.9人ですが、OECDでは23.4人で、それぞれ加盟国の中では2番目に多く、学習の環境が悪いことがわかったと報道されております。

ですから、やっぱり、ここに「さらなる」という言葉を入れさせてもらったのは、いろんな政権が生まれて消えていきますけれども、その政権がそれぞれ大変努力をされてきたわけですね。学級定数を減らすために努力されてきたのです。

それが今、ある程度のところまで来たのですけれども、それが加配措置だったりして一定化されていない。しかも、いじめなど等々の問題が盛んに起きておりますけれども、今、全国の教師の皆さん方は雑用がものすごく多いと言われております。ですから、テストを受けたら、1回テストをしますと、みんなそれを家へ持ち帰って採点をしなきゃならないというような状況があります。そして、35人よりも、あるいはもっと小さくすることによって、目の届く教育環境が整備される。

そういうことを私は念頭に置きまして、この意見書をつくりました。

どうか、ご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

11番、吉田君。

11番（吉田盛彦）

意見書第5号「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書（案）に対して反対をいたします。

理由でありますけれども、これは全国的ということは言われておりますけれども、まず身近な我が町の学校の児童生徒、教職員数、それはどういう状況にあるかというのを調べさせてもらいました。

ようけありますから全部読むわけにはいきませんが、大方の把握してもらうために、幾つかを言いたいと思います。

まず、1年生から6年生、小学校でありますけれども、生馬小学校で1年生13人、3年生21人、4年生19人、7人、18人、岩田では1年生21、27、22、24、26、27、岡小学校では20人、13人、16人、16人、17人、大体市ノ瀬も同じようなところで、一番多いのが朝来で30人の最高の子供ということになっております。

ですから、今言っている35人というのはとてもほぼ遠い状況でありまして、そして学校の教職員数でありますけれども、教職員数と職員数があるのです。で、教職員数で割ったら、6人に1人という先生になってきます。で、職員数を入れたら5人に1人というようなことになりまして、全体で見ますと、中学校と小学校と合わせて334人です。先生が99人で割った場合は13.47人に1人というようなことになります。そして、そこに職員数を入れますと11.2人ということで、すごく、35人どころの騒ぎじゃなくて、子供の数が少ない。

そして、また、先ほど全国的なことと言われましたけれども、この陳情書をしたのは田辺西牟婁の会があったと思いますが、田辺西牟婁、大塔、龍神、中辺路に始まって大方の人数がそういうことだと把握しておりますし、全国的に、これから少子高齢化は進みますけれども、少子化に対しての歯止めをかけることはなかなか難しいと思いますし、こういったことについて、今の時期に教職員を増やして35人学級というのはいかなものかといった意味で、反対をいたします。

そしてまた、さらなるということ、ありますのですけれども、今まで大概どこの政党も一生懸命やってきて、ここまできてさらなるということは必要ないということで、反対をいたします。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第5号、「ゆきとどいた教育」のさらなる充実を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第15 意見書第6号

議長（大石哲雄）

日程第15 意見書第6号、「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書の件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長。

議会事務局長（平田隆文）

朗読いたします。

意見書第6号、平成24年9月12日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

提出者、上富田町議会議員井瀬 治、賛成者、上富田町議会議員木村政子。

「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書（案）。

上記の意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

以上です。

議長（大石哲雄）

提案理由の説明を求めます。

12番、井潤 治君。

12番（井潤 治）

「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書を提出いたします。

朗読して、提案理由にかえさせていただきたいと思います。

2010年度から「公立高校授業料不徴収および私立高校等就学支援金制度（高校無償化）」が始まりました。これは教育の機会均等を保障するものとして、国民から大いに歓迎されました。

しかし、文部科学省の調査によれば、保護者が年間負担する学校教育費は、公立高校で23.7万円、私立高校で68.5万円（「平成22年子どもの学習費調査」）となっています。長引く不況のもと、国民の平均所得が低下し続ける中で、教育費の家計負担は依然として大変なものになっています。

「高校無償化」法の附帯決議には、「3年後（2013年度）に『見直し』行う」とあり、一部には、所得制限導入など、その理念を損なう「見直し」を検討すべきだと言う声が出ていますが、教育の機会均等を国の責任で保障するという本来の趣旨にそった、制度拡充こそ求められています。

以上、「教育費無償化」のさらなる充実のため、以下の項目の実現を求めて、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出します。

記。

1. 国は「高校無償化」の維持、拡充をすすめること。

2. 国は、高校生、大学生に対する「給付制奨学金」制度をつくること。

以上であります。

もし採択されますと、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、衆参議長となります。

少し追加的に提案理由を申し上げますと、先ほど申しましたように、OECDの調査ではこんなになっております。日本の教育機関への支出のうち、授業料など私費負担の割合が31.9%、OECD平均の約2倍で、チリ、韓国に次いで3番目と多くなっております。

つまり、世界的にも、OECDの調査の中でも、比較的後進国であった国でも、それよりもまだ遅れているという負担状況の中にあります。

そして、給付制の奨学金をつくることで、多くの父兄の人たちは子供たちに、しっかり勉強しろと。おまえ、勉強さえすれば高校、あるいは大学も含めて、給付制の奨学金があるのだぞと。だから頑張れよという励ましになります。

多くのと言ったら語弊があるかわかりませんが、本当に学校、大学教育を受けたい、大きな上の教育を受けたい子供たちが、お金がないという理由だけでそれを断念しなきゃならないというのは、まことに、これはまた非常に厳しいものだと思っております。

これからの日本を背負って立つ、あるいは郷土を担って立つ青少年が、本当に、自分が勉強さえすれば、学力をどんどんつければ、やっぱり大学へでもどんどん行けるのだという、どこの大学でも行けるのだということが保障される、要するに教育費の無償化の国というのですか、そういうのを求めて、国に対して、これは町に対してじゃないのですよ。国に対して意見書を、国民の一人として言うということは、私はその趣旨でこの意見書を提出しました。

ぜひ、皆様のご認識をいただきまして、この意見書が採択されて、国あるいは衆参両院に送られることをお願いするものでございます。

よろしく申し上げます。

議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、奥田君。

6番（奥田 誠）

「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書（案）についての件で質疑を行います。

これについては国に対しての意見書であります。今回、国に対して、高校生、大学生に対する給付制奨学金制度をつくるということで、給付ということは、国が家庭、また子供にお金を与えるということであり、実際そういう中で、この上富田町において高校生、大学生に対する給付等の予算額等をこの段階で試算しているのかどうかということをお聞きいたしたいと思っております。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

お答えいたします。

試算はしておりません。

これはあくまでも、給付制の奨学金をつくってもらうことによって、教育費の無償化

というのを、義務教育も含めてですが、教育費の無償化というのが一層進められるであろう。

そのことを、やっぱり国が中心になってこれを実施してもらわないと、本当に勉強したい子供たちが救われぬ、あるいは父兄が救われぬ。これは、なまぐらで言っているのじゃなしに、本当に学力をつけて上の学校に進んでいきたいという子たちに、無償の、給付制の奨学金があるということは本当に励みになると思うのですね。

ですから、その制度を国がまずつくっていただくと。その中で、上富田町に何人あるかというの、私は、今、調査していませんからわかりませんが、恐らくそういう家庭に生まれた子たちにとっても、あるいは父兄にとっても大変な励みになるであろうというように思います。

できるかできないかは別にして、この意見書をぜひ通していただきまして、国会と政府当局に提出いただきますようにご協力をお願いしたいと思います。

議長（大石哲雄）

6番、奥田君。

6番（奥田 誠）

国の方に求めるということであり、上富田町の方も全体的な試算、県もできていないと思うのです。これについては全国的な給付額になってくると思うので、今後、この法案が通った場合でもありますが、もしこの教育費の給付制度が確立された場合、今後、国における増税等の、予算が足りないので増税がありますよというような考え方はできないのかどうか。それはどうでしょうか。

議長（大石哲雄）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

お答えしたいと思います。

財源をどんなにするかというのは、これは国会の問題であります。そして、法律を決めなければいけません。どういうふうにしてその財源をつくるかということについては、私は共産党の党员ですので、考えを持っております。その考えを少し、若干言わせていただければ、私たちは、消費税を1円も導入しなくても、今の新しい消費税を導入しなくても財政はやっていけるという提言を出しております。ぜひ、それを私お持ちしますので、これを読んでいただいたら納得いけるかと思えます。

その中身は、やっぱり公平に、少なくとも、例えば大企業、1億、10億以上の大企業、あるいは1億以上の大金持ちですか、そういう人たちに、少しは公平な税額負担をしてくださという改正の問題。あるいは、富裕層に対する富裕税の問題、それは1億

円以上とかいう人の問題。それから、証券優遇制というのがあります。これ、今、我々の利子に対しては20%の税金がかかってきますけど、証券の利子配当には20%もないのです、10%になっているのですね。そういう不公平さをやめて、新しい財源組み立てをやれば、財源は十分出てくるというのは、その提言の中身であります。これは、日本共産党が本当に、渾身の力を込めて学者動員をしてつくり上げたものであります。今、各界にそれをお持ちしまして、いろいろ議論をしていただいているところであります。

名前は言えませんが、かなりの指導者の方が賛同していただいております。あるいは、テレビなんかでもときどきちょっとそのことを……

議長（大石哲雄）

井潤議員、内容は説明要りませんので、提言書を渡してください。

12番（井潤 治）

はい、渡します。よろしくお願いします。

議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

5番、畑山君。

5番（畑山 豊）

私は、「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書（案）に反対いたします。

説明は、朗読をもって反対の説明とさせていただきます。

まず提出時期について、現在のような国の政治状況では、大いに疑問があります。

この政治の混乱している折、見直しについても、どういう方向も見えないまま、維持・拡充の意見書を提出しても、そのまま放置されるおそれが多分にあり、給付制奨学金制度についてもその状況は同じであり、また国の借金体制が改善しない限り、今仮に奨学金をもらっても、必ずその財源負担が将来の子供たちへの負担となってきます。

奨学金という名であっても、給付制となれば遊興、飲食等に使用されるおそれもあり、制度運営についても所得制限等々がまた問題となってくると思います。

よって、私は、この意見書を今定例議会で採択することに反対をいたします。

以上です。

議長（大石哲雄）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第6号、「教育費無償化」のさらなる充実を求める意見書の件を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（大石哲雄）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

日程第16 議員派遣の件について

議長（大石哲雄）

日程第16 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、会議規則第121条の規定により別紙配付のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件については派遣することに決しました。

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長（大石哲雄）

日程第17 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についての件を

議題といたします。

申し出書を事務局長に朗読させます。

議会議務局長（平田隆文）

朗読いたします。

平成24年9月12日、上富田町議会議長大石哲雄殿。

総務教育常任委員会委員長木村政子。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

調査事項。

1) 条例改正等について、2) 消防・防災・防犯関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 定住促進住宅について、17) 税務関係について、18) 教育活動の推進について、19) 学校教育施設について、20) 社会教育施設について、21) 生涯学習（教育目標）の推進について、22) 上富田スポーツセンターについて、23) 上富田文化会館について、24) 国民体育大会について。

2. 目的、所管事務調査。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は、次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長山本明生。

調査事項。

1) 町建設事業の推進について、2) 町道台帳（町道網の整備）について、3) 国、県公共土木事業の推進について、4) 都市計画について、5) 農林水産業について、6) 土地改良事業について、7) 下排水路、用排水路について、8) 災害復旧事業について、9) 治山事業について、10) 町営住宅について、11) 宅地造成事業について、12) 水対策について、13) 水道事業について、14) 下水道事業について、15) 農業集落排水事業について、16) 合併浄化槽について、17) 福祉関係について、18) 保育所関係について、19) 環境衛生について、20) 保健衛生について、21)

介護保険について、22)医療保険について、23)診療所について。

高速道路対策特別委員会委員長三浦耕一。

調査事項。

1)高速道路について。

議会広報特別委員会委員長木本眞次。

調査事項。

1)議会広報について。

議会運営委員会委員長奥田 誠。

調査事項。

1)議会の運営に関する事項、2)会議規則、委員会条例に関する事項、3)議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(大石哲雄)

ただいま朗読いたしましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって本定例会の会議に付議された事件の議事は、すべて終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成24年第3回町議会定例会を閉会するにあたり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました諸議案についてご承認をいただき、まことにありがとうございます。

また、上程議案で、平成23年度一般会計と特別会計の決算認定があります。この認定につきましては、榎本決算審査特別委員長始め委員の皆さんにはお忙しいことと存じますが、審査をお願いしますし、次の定例会で認定をしていただけるようお願いいたします。

また、本定例会には、予算案としまして災害復旧関連予算を計上していますし、山王橋、畑山橋の復旧工事請負契約の締結をご承認いただきました。しかし、全部の復旧工事を完成するには、まだまだ時間を要します。ご協力のほどお願いします。

次に教育委員会の関係でございますが、木村悌吉教育委員長は、先ほどからお話がありましたように昭和63年10月12日より教育委員をお願いしておりますし、平成14年度からは教育委員長を務めていただいております。この間、学校教育施設の整備や文化会館建設、スポーツセンターの整備等、上富田の教育目標に基づく生涯学習の推進、学校教育にご尽力賜わり、教育行政は町内外より高く評価を受けています。長い間、本当にありがとうございました。木村委員長、ご家族の皆さんにお礼を申し上げます。また、今後は健康に留意され、生業であります農業、お好きな囲碁とか釣りを楽しんでいただけるようお願いしたいと思っております。

木村教育委員長の退任に伴いまして出羽教育委員が就任し、新しい教育委員会の体制が確立され、上富田町の教育行政を進めることとなります。議員の皆さんには、今後ともご指導とご協力をお願いします。

次に、次回の第4回町議会までは、スポーツの祭典やみかん採り体験、健康福祉と文化のまつり等の行事が多々あります。これらの事項についてもご協力をお願いします。

また、来年の紀州口熊野マラソンは、今年の参加者が予想以上に多く、安全確保から、ハーフマラソン、フルマラソンを主体として企画し、3キロ等の競技を前日に変更する等の安全確保を第一に関係者と協議しております。

また、町財政や社会経済情勢が厳しいこと、政治情勢が不安定なことがありますが、議員各位のご協力をお願いし、閉会のごあいさつとします。

本当にありがとうございました。

閉 会

議長（大石哲雄）

お諮りします。

本定例会は、会議規則第7条の規定により本日をもちまして閉会いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成24年第3回上富田町議会定例会を閉じます。

ありがとうございました。

閉会 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

議事録署名議員 沖田 公子

議事録署名議員 榎本 敏